タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年2月)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社Ａｏｚｏｒａ Ｔｏｕｒ Ｃｅｎｔｅｒ（法人番号６４３０００１０７７８８９） 代表者曹璟淑	北海道千歳市東郊１丁目７　千歳東郊ビル	本社営業所	北海道千歳市東郊１丁目７番１号　2F	R7.2.26	輸送施設の使用停止（３０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第４５条第１号　他６件	令和６年３月１１日、新規許可等を端緒として監査を実施。７件の違反が認められた。（１）点呼の実施義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第１項、第２項）、（２）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第２５条第３項、第４項）、（３）整備管理者の選任（変更）の届出義務違反（運輸規則第４５条）、（４）定期点検整備の実施義務違反（運輸規則第４５条第１号）、（５）１２月点検整備の実施義務違反（運輸規則第４５条第１号）、（６）運行管理者の講習受講義務違反（運輸規則第４８条の４第１項）、（７）報告義務違反（道路運送法第９４条第１項）	３	３
	以下余白									